

# 防府市上下水道局物品等の調達等に係る事務取扱要領

平成23年4月1日制定

(趣旨)

第1条 上下水道局発注の物品調達等については、地方公営企業法、同施行令及び防府市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第1号。以下「会計規程」という。）等の規定によるほか、一定金額以上のものについては、入札契約手続きの透明性、公平性、競争性を高めるため、この要領の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義を次のように定める。

- (1) 「物品」とは、通常の消耗品、備品類のほか、会計規程第51条第1項第1号から第3号に規定するたな卸資産をいう。
- (2) 「資産」とは、会計規程第71条第1号に規定する有形固定資産及び同条第2号トに規定する無形固定資産をいう。
- (3) 「業務委託」とは、防府市上下水道局発注工事等請負業者選定要綱第1条に規定する業務以外の業務委託をいう。

(物品等の購入等の手続き)

第3条 各課等の長は、前条第1号に係る物品の購入・売却又は前条第2号の資産を取得・売却しようとするときは、会計規程並びに防府市上下水道局事務決裁規程（以下「事務決裁規程」という。）等の規定に従うものとする。ただし、次に掲げるものの入札及び見積合せ（以下「入札等」という。）の執行については、入札検査室長が行うものとする。

- (1) 共用物品
- (2) 1件の予算額が30万円以上の専用物品の購入・売却又は資産の取得・売却

2 前項の1件は、一回に購入する同種同類物品等の総量を1件として取り扱うものとする。

(業務委託の手続き)

第4条 各課等の長は、第2条第3号に係る業務を委託しようとするときは、会計規程並びに事務決裁規程等の規定に準じて行うものとする。ただし、次

に掲げるものの入札等の執行については、入札検査室長が行うものとする。

(1) 1件の予算額が30万円以上の業務委託

(適用外)

第5条 第3条及び第4条の入札検査室長が行うもののうち、随意契約（一者随契に限る。）に係るもの及び単価契約済のものについては適用しないものとする。また、入札検査室長で行うことが著しく不相当と認められる場合は、指名業者審査委員会の承認を得たうえで、各課等の長に行わせることができる。

(入札の執行)

第6条 入札検査室長は、物品購入等の依頼を受けた場合は入札等日時を決定し、入札等を執行する。

(入札場所)

第7条 入札は、原則として入札執行室で行うものとする。

(入札注意事項)

第8条 入札執行室には、次の入札注意事項を記載した文書を、入札者の見やすい場所に掲示するものとする。

#### 入札の心得

- 1 同一事項の入札は、3回までとする。この場合、初回の入札参加者に限り2回目以降の入札に参加できる。
- 2 入札書を投函後は、書換え、引換え又は撤回はできない。
- 3 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 4 再度の入札に係る価格が初度入札の最低価格を上回る入札は、落札の意思のない入札として以後の入札に参加させない。
- 5 次の場合の入札は、無効入札とする。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者のした入札
  - (2) 地方自治法施行令第167条の11第2項の規定により定めた資格を有しない者のした入札（無資格入札）
  - (3) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く）
  - (4) 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札
  - (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札及び記名押印のない入札
  - (6) 同一の入札者又はその代理人が、同一事項に2通以上の入札をした入札
  - (7) 同一人が、2人以上の入札者の代理人としてした入札
  - (8) 委任状を持参しない代理人がした入札

- (9) 談合その他の不正の行為があったと認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札
- 6 入札参加者が連合し、不穏な行動をなす等、適正な入札ができないと認められる場合は、入札を延期し、又は中止することがある
- 7 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
  - (1) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
  - (2) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の辞退)

第 9 条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、原則として入札辞退届をファックス、持参又は郵送して行う。

(2) 入札執行中には、原則として入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札方法)

第 10 条 入札執行者は、入札場所に予定価格調書及びくじ等を用意し、定刻に達したら入札参加業者を読み上げ、出欠の確認を行う。

2 入札は、入札執行者が指定する入札場所及び入札時間に、入札書に入札者自らが必要事項を記載し、記名押印のうえ、封書にして入札執行者へ提出することにより行うものとする。

3 前項の入札は、次の場合に限り代理人に行わせることができる。

(1) 入札前までに、一定期間を限って同一人を代理人とする委任状が提出されたとき。

(2) 入札前までに、当該入札について同一人を代理人とする委任状が提出されたとき。

(開札)

第11条 入札書の開札は、入札場所において入札参加者を立ち合わせ、入札終了後直ちに行うものとし、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 入札執行者は、開札終了後直ちに予定価格調書を開封し、予定価格の範囲内の価格による入札がない場合は、当該入札中最低又は最高入札金額を読み上げるものとする。

(落札者の決定)

第12条 入札執行者は、開札の結果、予定価格の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した業者を落札者とし、その業者名、入札書記載金額を読み上げて落札の旨を宣言するものとする。

2 落札となるべき同額入札者が2者以上あるときは、落札者の決定をくじ引きにより行うものとする。この場合に当該入札者に最初に「くじを引く順番のくじ」を、その結果により「落札を決めるくじ」を引かせて、落札者を決定する。

なお、この場合は入札書に「くじ引きによる落札」である旨を記載するものとする。

3 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札経過及び結果等の公開)

第13条 入札が終了し、落札者が決定した場合は、速やかに入札結果をホームページ等において公表するものとする。

(入札結果の通知)

第14条 入札検査室長は、落札者が決定したときは、入札執行調書に次に掲げる書類を添付して、当該物品等の主管課長へ入札結果を通知するものとする。

(1) 予定価格調書

(2) 入札書

(3) 委任状

(4) その他入札条件により必要と認めるもの

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、物品購入・売却、資産取得・売却及び

業務委託に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。